

## 【補足(追加)資料】

### No, 1 救急医療対策事業 (P1～)

- 伊予地区救急医療対策協議会規約
- 松山医療圏救急医療市町連絡会規約

### No, 2 病児・病後児保育事業 (P6～)

- 伊予市病児・病後児保育事業実施要綱
- 病児・病後児保育室 令和元年度 利用実績
- いよっこすまいる パンフレット(令和元年度版)
- いよっこすまいる ほけんだより(令和2年7月号)

### No, 4 隣保館管理運営事業 (P14～)

- 隣保館(扶桑会館)の概要

### No, 5 地域活力創造事業 (P18～)

- 地域おこし協力隊について
- 伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱
- YAHOO! ニュース  
伊予市で子どもおさがり専門店「まだ使える」が流通する新しい取り組み  
(伊予市における地域おこし協力隊の起業例)

## 伊予地区救急医療対策協議会規約

### (目的)

第1条 伊予市、伊予郡住民の交通災害ならびに産業災害等救急医療に関することがらを総合的に調査研究し、傷病者の医療確保を図るため、伊予地区救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 協議会は、伊予医師会、伊予歯科医師会、伊予市、伊予郡内各町、警察、消防組合と愛媛県中予保健所および関係機関をもって構成する。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 伊予市、伊予郡内における救急医療確保に関する調査研究
- (2) 救急告示病院等の適正配置ならびに、広域救急医療圏設定のための調査研究
- (3) 関係機関、団体との連絡調整
- (4) その他目的達成のために必要な事業

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名  
副会長 2名  
理 事 若干名  
監 事 2名

- 2 会長および副会長は、理事の互選によって定める。
- 3 理事は、第2条の構成団体が協議して定める。
- 4 監事は、市町および医師会から、各1名の推薦を受け、これにあてる。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 監事は、協議会の会計を監査し、理事会に報告する。

### (役員任期)

第5条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

ただし、欠員を生じた場合、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第6条 協議会の事業を行うため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、会長が理事会の議を経て委嘱する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、理事会および専門委員会とする。

2 理事会は、毎年1回定例会を開催するほか、必要に応じ臨時会を開催する。

3 専門委員会は、必要のつど開催する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 監事および専門委員は、会長の求めにより理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第9条 次に掲げる事項は、理事会で議決するものとする。

(1) 規約の変更

(2) 毎事業年度の事業計画の設定および変更

(3) その他重要な事項

(専門委員会)

第10条 専門委員会は、専門委員をもってこれを構成する。

2 専門委員会の委員長は、専門委員の互選によって定める。

3 専門委員会は、会長の同意を得て、委員長がこれを招集する。

4 専門委員会は、理事会から付託された事項について調査研究し、理事会に報告するものとする。

(経費)

第11条 協議会の経費は、第2条の構成団体の負担金ならびに寄付金、その他の収入等をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、伊予市保健センター内に置く。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が理事会の議を経て定める。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

## 松山医療圏救急医療市町連絡会規約

### (設置)

第1条 救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日付け 医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき実施する病院群輪番制病院運営事業等の円滑かつ効果的な推進を図るため、松山医療圏救急医療市町連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 連絡会は、松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町をもって組織する。

### (事務局)

第3条 連絡会の事務局は、松山市に置く。

2 事務局長は保健福祉部医事薬事課長を当てるものとする。

### (連絡事項)

第4条 連絡会は、次の事項について協議し、必要な連絡調整を行う。

(1) 病院群輪番制病院運営事業に関すること。

(2) 病院群輪番制病院救急搬送受入事業に関すること。

(3) 小児救急医療支援事業に関すること。

(4) 松山市急患医療センター運営事業に関すること。

(5) その他特に必要と認められた事項。

2 前項第1号から第4号までに規定する事業にかかる各市町負担金の率は、国勢調査人口により定めるものとする。

3 各市町の負担金を徴収した後に、第1項第1号から第4号までに規定する事業にかかる総事業費の額が減額する等し、負担金の一部に返還が生ずることとなった場合には、事業実施年度における各市町負担金の率に応じて返還するものとする。

### (会議)

第5条 連絡会の会議は、必要に応じ、事務局長が召集する。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、松山市保健福祉部医事薬事課において処理する。

### (その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、その都度定める。

付 則

- 1 この規約は、平成 8 年 7 月 30 日から施行する。
- 2 平成 10 年 8 月 11 日一部改正
- 3 平成 12 年 8 月 11 日一部改正
- 4 平成 17 年 7 月 1 日一部改正
- 5 平成 19 年 7 月 4 日一部改正
- 6 平成 20 年 4 月 23 日一部改正
- 7 平成 20 年 9 月 29 日一部改正
- 8 平成 26 年 4 月 28 日一部改正

## 伊予市病児・病後児保育事業実施要綱

平成28年2月29日

伊予市告示第23号

### (目的)

第1条 この要綱は、病気又はけがを有する児童の保護者が勤務等により当該児童を保育することが困難である場合において、その児童を施設で一時的に保育する事業（以下「病児・病後時保育事業」という。）を実施することにより、安心して子育てができる環境の整備を図り、もって児童の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (実施主体等)

第2条 病児・病後児保育事業の実施主体は、伊予市とする。

2 市は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定するとともに、連携して病児・病後児保育事業を実施しなければならない。

3 協力医療機関は、やむを得ない理由があり、協力医療機関としての業務に従事することができない場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、協力医療機関に代わって緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「連携医療機関」という。）に業務を委任することができる。

4 市は、病児・病後児保育事業の実施に当たり、病気又はけがを有する児童が安心して過ごせる環境を整えるため、次に掲げる職員を配置しなければならない。

(1) 看護師 1人以上

(2) 保育士 2人以上

5 市は、必要に応じて、保育所等から協力医療機関若しくは連携医療機関まで又は協力医療機関若しくは連携医療機関から実施機関までの間について、対象児童の送迎をタクシーにより行うことができる。この場合において、送迎用の自動車に看護師等又は保育士が同乗し、安全面に十分配慮するものとする。

### (実施施設等)

第3条 病児・病後児保育事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊予市病児・病後児保育室
- (2) 位置 伊予市米湊768番地2

2 病児・病後児保育事業の利用定員は、10人とする。  
（対象児童）

第4条 病児・病後児保育事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、市内に住所を有する又は市外に住所を有し市内の保育所、幼稚園若しくは小学校に通っている生後6月から小学校6年生までの児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当面症状の急変は認められないが、病気又はけがの回復期に至っていないことから集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難であること。
- (2) 病気又はけがの回復期にあるが集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難であること。
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

（対象疾患の範囲）

第5条 病児・病後児保育事業の対象となる病気又はけがは、次に掲げる疾患とする。

- (1) 感冒、消化不良症その他乳幼児が日常り患する疾患
- (2) 麻疹、水痘、風疹、インフルエンザその他の感染性疾患
- (3) ぜん息その他の慢性疾患
- (4) 骨折その他の外傷性疾患
- (5) その他市長が特に必要と認める疾患

（利用期間）

第6条 病児・病後児保育事業を利用できる期間は、保護者が家庭で保育を行うことが困難な期間の範囲内とする。ただし、連続する7日（病児・病後児保育事業を実施しない日を含む。）を限度とする。

（実施日及び実施時間）



第7条 病児・病後児保育事業の実施日は、月曜日から土曜日までとする。  
ただし、次に掲げる日に該当する場合は、この限りでない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 病児・病後児保育事業の実施時間は、月曜日から金曜日が午前7時30分から午後6時まで、土曜日が午前7時30分から午後0時30分までとする。

（利用の登録）

第8条 病児・病後児保育事業の利用を希望する対象児童の保護者は、あらかじめ伊予市病児・病後児保育事業調査票（登録票）（様式第1号）及び伊予市病児・病後児保育事業同意書（様式第2号）を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の登録申請があったときは、速やかに適否を審査し、伊予市病児・病後児保育事業登録決定通知書（様式第3号）又は伊予市病児・病後児保育事業登録却下通知書（様式第4号）により病児・病後児保育事業の利用を希望する対象児童の保護者へ通知しなければならない。

（利用の手続）

第9条 前条第2項の規定による登録決定通知を受けた者は、病児・病後児保育事業を利用しようとするときは、伊予市病児・病後児保育事業利用申請書（様式第5号）に伊予市病児・病後児保育事業医師連絡票（様式第6号）及び伊予市病児・病後児保育事業病状連絡票兼与薬依頼書（様式第7号）を添えて市長に提出しなければならない。

（利用の登録等の特例）

第10条 病児・病後児保育事業の利用を希望する対象児童の保護者は、前2条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由により、利用の登録又は利用の手続を行うことができない場合は、実施施設の承諾を得て病児・病後児保育事業を利用することができる。ただし、当該利用を希望する日において、利用定員を超えていない場合に限る。

(利用の拒否及び中止)

第 1 1 条 市長は、次に掲げる場合は病児・病後児保育事業の利用を認めず、又は利用の決定を取り消し、若しくは利用を中止させることができる。

- (1) 児童の病気又はけがの症状が、急変のおそれのある場合
- (2) 児童の病気又はけがが変化し、実施施設における対応が困難である場合
- (3) その他病児・病後児保育事業の利用が不相当と認める場合

(費用の負担)

第 1 2 条 病児・病後児保育事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、病児・病後児保育事業の利用に要する費用として別表に定める利用料（以下「利用料」という。）を実施施設に支払うものとする。

2 利用者は、前項に定める額のほか、病児・病後児保育事業の利用期間中に要した飲食物等の実費相当額（第 2 条第 5 項に規定する送迎に要した費用は除く。）を実施施設に支払うものとする。

3 利用者は、協力医療機関又は連携医療機関において医療行為等に係る経費が発生した場合には、当該経費を協力医療機関又は連携医療機関に支払うものとする。

(利用料の減免)

第 1 3 条 市長は、次に掲げる者に対しては、利用料の全部を免除する。

- (1) 母子及び寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 5 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又はこれと同様の事情にあると市長が認めた配偶者のいない男子に扶養されている児童がいる世帯
- (2) 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法による要保護世帯であると市長が認めた世帯

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 病児・病後児保育事業の実施のために必要な行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。

附 則（平成28年9月1日告示第127号）

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日告示第168号）

この告示は、平成28年12月27日から施行する。

別表（第12条関係）

利用料（対象児童1人につき）	
5時間を超える場合	5時間以内
1,500円	750円

# 令和元年度 病児・病後児保育室 利用実績

病児・病後児保育室

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開室日数	24	22	25	26	26	23	26	24	24	23	23	25	291
新規登録者数(累計)	224(224)	38(262)	27(289)	17(306)	19(325)	24(349)	6(355)	12(367)	15(382)	10(392)	14(406)	3(409)	409
利用者数(累計)	69(69)	37(106)	56(162)	72(234)	56(290)	57(347)	42(389)	33(422)	78(500)	50(550)	61(611)	30(641)	641
新規利用者数(累計)	34(34)	21(55)	21(76)	17(93)	19(112)	19(131)	15(146)	7(153)	17(170)	5(175)	14(189)	5(194)	194
5時間以内利用者数	9	6	13	19	5	11	9	7	19	4	18	5	125
1日利用者数	60	31	43	53	51	46	33	26	59	46	43	25	516
母子世帯	13	3	5	9	1	4	5	4	7	3	2	3	59
父子世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	7
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税世帯	9	1	4	7	3	3	0	4	7	3	2	3	46
予約数	93	58	84	100	85	88	69	50	122	88	91	52	980
キャンセル数	24	21	28	28	29	31	27	17	44	38	30	22	339
お断り人数	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
お迎えサービス件数	2	1	2	3	1	2	5	2	2	1	1	0	22
お迎えサービスお断り件数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
受診件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
急性期(病児)人数	63	33	54	68	54	51	40	25	78	48	60	30	604
回復期(病後児)人数	6	4	2	4	2	6	2	8	0	2	1	0	37
隔離必要人数	22	17	2	19	17	9	1	1	51	24	42	30	235
隔離なし人数	47	20	54	53	39	48	41	32	27	26	19	0	406
利用なし日数	平日	2	2	2	2	2	5	2	1	4	1	5	30
	土曜	1	2	2	2	3	4	2	2	3	2	4	30
市外在住者利用	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	4

こんにちは!

伊予市 病児・病後児保育室

いよっこ



です

「子どもが病気が... そばにいたいけど、仕事が休めない...」  
そんな時、**すまいる** はご家族をサポートします。

お仕事等の都合でお困りの保護者の方に代わって病氣やけがのお子さまをお預かりし、  
看護師と保育士がお子さま一人ひとりの体調に合わせた保育・看護をする施設です。

### 登録はすまいるへ お越しください

毎年度登録が必要になりますので登録票と同意書、健康保険証をお持ちになり、すまいるへ直接お越しください。

### 伊予市の ホームページを ご活用ください

登録、利用に必要な書類をダウンロードできます。

子育て支援課、中山・双海地域事務所、保健センター、すまいるでもお渡しできます。

### 対象年齢 利用時間

生後6か月から  
小学6年生まで

平日 7:30~18:00  
土曜日 7:30~12:30

日曜日、祝日、  
12月29日~1月3日は  
お休みです。

### 定員 10名

### 利用料金

一人 一日 1,500円  
5時間以内 750円

(母子・父子・生活保護世帯は無料)  
食事・おやつ代として  
別途500円がかかります。

### 利用方法

通常利用

お迎えサービス利用

利用登録

保護者が保育所等へお迎え

保護者がお子さまを連れて  
かかりつけ医を受診

「いよっこ すまいる」へ電話連絡

お子さまを連れて「いよっこ すまいる」へ

「いよっこ すまいる」へ電話連絡

「いよっこ すまいる」職員がお子さまを連れて  
協力医療機関の  
**宇山小児科**  
を受診

「いよっこ すまいる」職員が受診結果を  
保護者に連絡

保育・看護  
保護者の方のお迎えをお待ちしています。

お迎えサービスって?



保護者の方より連絡をいただき、  
すまいる職員が通所施設へお迎えに  
行き、協力医療機関を受診後、お預  
かりします。

### 利用にあたって

- \* 予約制です。利用時間内に予約電話をお願ひします
- \* 症状が良くなればキャンセルも可能です。
- \* 隔離室の状況により、定員に満たない場合でもお預かりできない事があります。
- \* 持ち物は【必要書類・薬・替ええ】です。
- \* 今までにご利用された方はファイル類をそのままお使いください。

☎ 799-3113

伊予市米湊768-2 ぐんちゅう保育所 隣り  
(ぐんちゅう保育所の駐車場をご利用ください)

☎ 982-0406

# 7月号

## ほけんだより

いよこ すまいる

令和2年7月 病児・病後児保育室「いよこすまいる」

気温が上がリ、水を使った遊びが心地よい季節になりました。暑さで、体調を崩しがちに なります。食事と睡眠をしっかりとり、水分補給もこまめに行いながら、元気に夏を過ごし ていきましょう。

### 熱があるときの対応

子どもはよく熱を出します。それは、体温を上げることで体内に 侵入したウイルスや細菌をやっつけようとしているのです。発熱したときは、 全身の状態を観察し、適切に対処しましょう。

#### 子どもの体温は…

- 昼から夕方にかけて上がる。
- 運動の後や食事の後は高い。
- 暑い場所、厚着、冷暖房の利きぐあいにいによっても変わる。

#### 子どもの様子

- 座り込んだり口数が少なくなったりして、様子がおかしい。
- 朝は微熱だったが、だんだん体温があがってきた。

#### 対 応

- ① 水分補給をする。
- ② 寒気を感じていれば温める。
- ③ 状況に応じて、脇の下や、もの付け根を冷やす。

**こんなときは すぐ病院へ!**

- ぐったりしている。
- 水分がとれない。
- 意識がない。
- 嘔吐が激しい。
- 苦しそう。

こんな病気が見られます。

- ◆ 咽頭炎・発熱など風邪の症状
- ◆ 気管支炎
- ◆ 溶連菌感染症
- ◆ 突発性発疹
- ◆ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

### 熱中症予防

#### 水分はどんなものがよい?



乳幼児の体の水分の割合は、70～80%とされています。上がった体温を、汗をかくことで下げているため、こまめな水分 補給が必要になります。

子どもたちに一番適しているのは、**水または麦茶**です。

イオン飲料は、塩分のとりすぎになることがあるので、気を付け ましょう。また、ジュースは糖分が多くて満腹感もあるため、 食事が食べられなくなる原因にもつながります。

上手な水分補給で、熱中症を予防しましょう。

### とびひ(伝染性膿痂疹)

#### 症 状

- ・米粒大の水疱ができ、うみを持ってかゆくなる。
- ・水疱は破れやすく、かいたり服が擦れたりして菌を含んだ液が飛び 散り、広がっていく。
- ・かいた手で他の部位を触ることでも広がる。
- ・かさぶたになると炎症が強くなり、リンパ節が腫れたり、発熱やのどの 痛みがでたりする。

#### 潜伏期間(2～10日間)

- ・かき壊して傷になったところに細菌が入りこむことで、接触感染す る。

#### 予防チェックリスト

- ていねいに手洗い・うがいをする。
- 皮膚を清潔にしておく。
- タオルの共用は避ける。



# 隣保館(扶桑会館)の概要

事務事業名：隣保館管理運営事業

福 祉 課

## 1. 隣保館の概要

当隣保館は、森上山地区に設置され地域住民に対する生活上の各種相談事業、社会福祉等に関する事業を総合的に行うとともに、地域交流事業等すべての事業を通じて教養文化の向上と交流文化の推進に取り組み、人権・同和問題の早期解決を目指した活動を行っている。

- ① 施設の名称 伊予市扶桑会館
- ② 所在地 伊予市森甲 852 番地 2
- ③ 施設整備年月日 昭和 54 年 3 月 26 日
- ④ 事業開始年月日 昭和 54 年 4 月 1 日
- ⑤ 建設事業費
  - 工事費 24,311,000 円
  - 用地費 6,796,000 円
  - 改修費 15,645,000 円 (平成 16 年度実施)
  - 計 46,752,000 円
- ⑥ 規模構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 1 階建 (改修後)  
敷地面積 603. 42 m<sup>2</sup>  
建築面積 247. 67 m<sup>2</sup>
- ⑦ 施設内容 集会室 (和室 54 畳)・和室 (12 畳)・相談室  
図書コーナー・調理室・事務所・便所
- ⑧ 職員体制 職員 2 名

職 名	館 長	事務職員
人 員	1 名	1 名
専任兼任の別	専 任	専 任

- ⑨ 運営審議会
  - 地域住民の代表 3 名
  - 学識経験者 3 名
  - 教育関係者 1 名
  - 社会福祉協議会の代表 1 名
  - 市職員 2 名
  - 計 10 名



## 2. 対象地域の状況

本庁地区市街地の西方約 3.5km に位置し、瀬戸内海に面した傾斜地に住居が密集した地域であり、海、山、平坦部に囲まれ自然に恵まれた環境の地にある。経済状態は、稲作、柑橘栽培を主とした農業経営や建設労働等の従事者が多く、生活水準においては安定性にやや欠けている。生活環境については、地域改善対策事業の推進により整備が進み、今後の課題は地域住民の生活の安定と教養文化、福祉の向上等に積極的な対策が必要である。

## 3. 館の重点目標

- ① 各種相談活動の充実
- ② 地域住民の社会福祉の向上
- ③ 啓発・広報活動の推進
- ④ 教養文化の向上

## 4. 館活動及び利用状況

### I 定期講座

① 健康体操教室	月	3回	10名	①②④	水曜日
② 郷土芸能教室	月	2回	10名	①②	月曜日
③ 民踊教室	月	4回	10名		毎週木曜日
④ 詩吟教室	月	4回	6名		毎週金曜日
⑤ 料理教室	月	2回	11名	②④	火曜日
⑥ 英会話教室	月	6回	〔初級 11名〕 〔中級 19名〕		毎週金曜日・③④水曜日
⑦ カラオケ教室	月	2回	6～10名	①③	日曜日
⑧ 男性料理教室	年	4回			6・9・12・2月
親子ふれあい教室	年	2回			6・1月
⑨ 人権学習会	年	6回			7・8・12・1・2・3月

### II 相談事業

- ① 総合相談 随時受付 <職員対応>

## 扶桑会館の基本方針

扶桑会館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行い、人権・同和問題の速やかな解決に資することを基本方針とする。

## 扶桑会館事業の取り組み

令和2年度事業として、次の館活動を実施する。

### 1. 相談事業

地域住民より、地域課題や生活課題を積極的に受け入れ、各種機関との連携を図りながら継続し、相談事業に対応する。

### 2. 啓発・広報活動事業

#### ①「扶桑会館だより」の発行

会館だよりは、定期刊行紙として毎月1回2,100部を発行しており、紙面はA3版(両面)、配布地域は北山崎校区全戸を対象とする。内容は、人権・同和問題の啓発活動の状況や、扶桑会館で実施する各種講座、行事の案内をはじめ、地域の話題、新刊図書の紹介等を地域住民に周知する。

#### ② 学習会の開催

あらゆる差別の解決を阻害している偏見や認識不足を解消するため、人権・同和問題に精通した講師を招き、啓発のための学習会を開催する。

#### ③ 啓発用教材・図書の充実

刊行誌・図書等を随時整備し、啓発用教材として活用する。

#### ④ 来館者への広報

館内に人権・同和教育のためのポスターや写真、人権標語などを掲示し、来館者に紹介する。

### 3. 地域交流・交流促進事業

開かれたコミュニティセンターとして、地域住民相互の交流を深めるため、定期的に教養文化講座を開催する。

# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊とは

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を**行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○ **実施主体**：地方公共団体

○ **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**

○ **地方財政措置**：

◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり440万円上限

(報償費等240万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)  
 ※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大290万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり440万円の上限は変更しない。)

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限

◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に関する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)

◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)



## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、元年度：154人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

**隊員の約4割は女性**

**隊員の約7割が20歳代と30歳代**

**任期終了後、約6割が同じ地域に定住**  
 ※H31.3末調査時点

## 伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

令和元年6月25日  
伊予市告示第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）及び伊予市地域おこし協力隊設置要綱（平成22年伊予市告示第89号）に基づく伊予市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の定住を促進し、市の活性化を図るため、隊員の起業又は事業承継に要する経費に対し、予算の範囲内において伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「起業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業を営んでいないものが所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始するもの
- (2) 事業を営んでいないものが新たに法人を設立し、事業を開始するもの
- (3) 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始するもの

2 この要綱において「事業承継」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業を営んでいないものが所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、承継した事業を開始するもの
- (2) 事業を営んでいないものが法人を承継し、承継した事業を開始するもの
- (3) 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、承継した事業を開始するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、隊員として1年以上の活動実績を有した者、過去にこの補助金交付を受けていない者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 隊員の任期終了の日から起算して1年以内の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
- (2) 伊予市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付の要件は、次に掲げるものとし、補助金の交付は隊員1人について一の年度に限るものとする。

- (1) 市内で起業又は事業承継を行うこと。
- (2) 事業内容が、市の活性化に資するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業又は事業承継に要する経費で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備費、備品費及び土地・建物賃借料
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、100万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書の写し又は金額を証明する書類
- (4) 市税完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第8条 市長は、補助金交付の適否について審査するため、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、別表第1に定める審査基準に基づき審査する。
- 3 審査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、審査委員会における審査及び意見を踏まえ、補助金交付の可否を決定し、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の増額又は20%を超える減額をしようとするとき。

- (2) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止をしようとするとき。

(補助金の変更決定)

第11条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる資料を添付し、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類の写し
- (3) 補助事業の実施状況等が分かる写真及び資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 市長は、第12条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適正と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金額の確定後に、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金精算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払の交付を受けようとするときは、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払の額が、第13条に規定する補助金の確定額を超えている場合は、その差額を市に返還するものとする。

(補助事業完了後の状況報告)

第15条 補助事業者は、事業の完了した年度の翌年度から起算して3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助事業状況報告書（様式第12号）により市長に報告しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第16条 補助事業者は、補助金を交付の目的以外に使用してはならない。

(指導監査)

第17条 市長は、補助事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金取得財産管理台帳（様式第13号）を備え、適切に管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等であって、次に掲げるものについては、市長の承認を得ないで譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具

(3) その他補助事業を達成するために市長が特に必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金財産処分承認決定通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の決定をした場合において、補助事業者に交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付するよう命じることができる。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱及び補助金の交付要件に違反したとき。

(3) 補助金の交付決定を受けた日から3年以内に補助事業を中止したとき。

(4) 隊員退任後3年以内に、自己の都合により市外に転出したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。この場合において、第1項第4号の規定により交付決定の取消しをしたときは、退任後に本市に定住していた期間に応じ、別表第2に定める額を返還させるものとする。

(補助金の返還免除)

第21条 市長は、前項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 災害、疾病その他自己の都合によらず、やむを得ない事由があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(関係書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。



別表第1（第8条関係）地域おこし協力隊起業支援補助金審査委員会 審査基準

1	地域性	起業又は事業承継の計画に、地域社会、経済、地域資源・文化などとの関連やニーズがある。
2	波及効果	起業又は事業承継の計画に、地域への波及効果（雇用、物流、経済、交流人口、ブランド化など）が期待される。
3	優位性	起業又は事業承継の計画に、地域で起業するメリットや性能・品質のすばらしさがある。また、計画を実行する技術やノウハウを有している。
4	市場性・将来性	商品やサービス等の顧客や市場が明確である。また、その特徴、動向、将来性を的確に捉えている。
5	実現可能性	起業又は事業承継のコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確であり、実現可能である。計画の実現に向け、関連知識の習得などの具体的な準備を進めている。
6	収益性	具体的な取引の見込みがあり、事業パートナーが明確であるなど、事業全体の収益性を見通しに妥当性や信頼性がある。
7	経営者としての資質	地域おこし協力隊として十分な実績があり、起業又は事業承継に対する熱意ややる気を持っており、経営能力も期待できる。

別表第2（第20条関係）

退任後に定住した期間	返還を求める額
1年未満	交付決定額の100分の100
1年以上2年未満	交付決定額の100分の75
2年以上3年未満	交付決定額の100分の50

キーワードを入力



トップ 速報 映像 個人 特集 意識調査 ランキング 有料

主要 国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT 科学 ライフ 地域

## 伊予市で子どもおさがり専門店 「まだ使える」が流通する新しい取り組み / 愛媛

6/21(金) 11:55配信

みんなの経済新聞  
LOCAL NEWS NETWORK



"開店準備中の「子どもおさがり専門店metome」と店主の逢沢亜月さん"

「子どもおさがり専門店metome (みとうみ)」が7月1日、手づくり交流市場「町家」(伊予市米湊)内にプレオープンする。(松山経済新聞)

店舗名の「metome」は、伊予(いよ)弁で「見てごらん」の意味。ベビー服は100円から、発表会や入学式用のフォーマルも500円からと、格安で販売する。衣類のほか、鉛筆・ノートなどの学用品、おもちゃや漫画、絵本など子どもに関するものを幅広く扱う。

店を経営する逢沢亜月さんは東京都生まれ。2006(平成18)年に愛媛県に移住し、2016(平成28)年4月から3年間、伊予市地域おこし協力隊の中山町佐礼谷地域担当として活動してきた。移住して間も無い時期に、知り合いのいない愛媛県での出産と子育てを経験。苦労の多かった中、知人が譲ってくれたお下がりや経済的な負担が軽減された経験から、リサイクルショップの開業を決めた。

開業の背景には、昨年逢沢さんがカナダ旅行の際に訪れた、大規模な寄付型リサイクルショップとの出会いもあった。体育館のような広さの倉庫に、寄付によって集まった古着などが陳列された店内は活気にあふれており、一緒に訪れた子どもたちも、一期一会の出会いを探す楽しみに魅了されたという。

「現在の日本には、おさがりや不用品を活用するための選択肢が意外に少ない。寄付型のリサイクルショップも、海外や首都圏ではポピュラーだが、愛媛のような地方都市ではまだまだ馴染みが薄い。『寄付』という形を取ることで、思い出の詰まった子ども用品を『善意の贈り合い』のような感覚で、必要な人の手に届けるシステムをつくりたい」と逢沢さん。

り方をしてい  
こちらの記事で  
特集  
されています!



Yahoo!



送料無料



アクセス

1 夏の  
せ決  
KSB

2 高知  
国が  
徳島

3 県OP  
ら  
愛媛

海外や首都圏をはじめ、県外からも多くの寄付が集まっているため、県内では手に入らないブランドの洋服やフォーマルも状態の良いものがそろっているという。

「金銭的な豊かさにかかわらず、誰もが本質的に豊かな日常を送り、子育て期間や人生の苦楽を笑って過ごせる新しいリサイクルの形を広げることができれば」と意気込む。

「『町家』には屋外のスペースもあり、子連れでもストレスフリーで過ごせる。魅力的なお店がほかにもたくさんあるので、遊びに来てほしい」と呼び掛ける。

営業時間は8時30分～12時30分（土曜は11時～18時）。日曜・祝日定休。おさがりの寄付は8月以降、店舗で受け付ける。

みんなの経済新聞ネットワーク

最終更新:6/21(金) 11:55

[みんなの経済新聞ネットワーク](#)

4 徳島県  
岡戦  
連勝  
徳島縣

5 秘書  
の会  
徳島縣

PR 「散  
法が  
エム

Tポイント

